

健衛発1218第1号

平成25年12月18日

各

都道府県
政令市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長



システアミンを配合した化粧品の使用上の注意等について

標記について、厚生労働省医薬食品局審査管理課長及び安全対策課長から別添のとおり各都道府県衛生主管部（局）長あてに通知が行われ、化粧品製造販売業者及び関係団体等に対して周知及び指導をお願いしたところですが、併せて、貴管下の当該化粧品を使用する者についても、使用上の注意の遵守について、周知方よろしく申し上げます。